

一般ごみの出し方ルール

●必ず、市の有料指定袋及び処理券で！●

●ごみは決められた場所に！

- ※お住まいの町内会等で管理している場所に出す。
- ※他の町内会等にごみを持ち込むのは絶対にしない。

●ごみや資源物「家庭ごみ収集日地区別一覧」で収集日を確認して

- 当日の午前収集は8：00まで、午後収集は13：00までに出す。
- ※分別がされてなく、リサイクルできない資源物やルール違反のごみは出さない。

出す前にもう一度確認を！

資源物の出し方ルール

●必ず、内容物・付着物を洗い流し、乾かして出す。

●資源マークの種類ごとに、透明又は半透明の袋に入れて出す。



■■■ プラスチック容器包装



■■■ 空き缶（アルミ缶・スチール缶）

- ※つぶさないで出す。
- ※缶の中のごみを出す。

空きビン（無色・茶色・その他）

- ※はがせないラベルは、付けたままで出す。
- ※口の部分は外せないものは、そのまま出す。



■■■ ペットボトル

- ※つぶしたり、切ったりしないでそのまま出す。



■■■ 紙製容器包装

●紙パック・ダンボールはひも等で束ねて出す。（ひもの種類は問わない）



■■■ 紙パック

- ※洗って、開いて出す。



■■■ ダンボール

- ※ガムテープ、金具は取り外して出す。

※分別早わかり辞典はそれぞれの品目の一般的な形状・大きさを基準に分別方法を記載しているため、実際のごみによっては分別方法が異なる場合があります。

詳しくは、夕張市役所 環境生活係までお問い合わせください。

☎52-3108

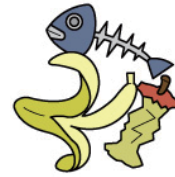
一般ごみ

一般ごみは、資源物・粗大ごみ以外のごみです。

台所のごみ

(臭いの原因になるので水気をよく切ってから出す)

※水分を取ることで臭いやごみの量を減らすことができる。



食用油

(紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固めて出す)

ガラス・せともの

※割れた食器、ビンなどは破片が飛び散らないように新聞紙などで包んで出す。



台所・水回り用品

(なべ、やかん、フライパン、洗面器など)



紙くず類

(紙くず、ティッシュペーパー、紙封筒、はがきなど)

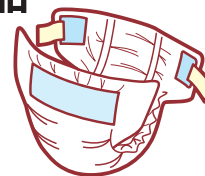


紙おむつ・湿布・ばんそうこう・生理用品

※紙おむつは、排泄物を取り除いてごみ袋に入れる。

※生理用品は紙に包むなど工夫して出す。

(汲み取り式の便槽に入れない)

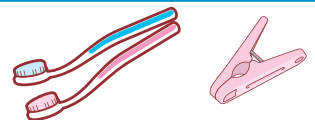


資源物にならない紙製容器

(油分や汚れが落とせないもの)

資源物にならないプラスチック製品

(文具、おもちゃ、ストロー、スプーン、歯ブラシ、バラなど)



資源物にならない空き缶

(油の缶、ペンキの缶など、異物や汚れを落とせない容器類)

ペット用トイレシートや砂

(排泄物を取り除いてごみ袋に入れる)

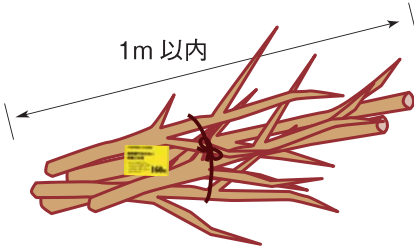
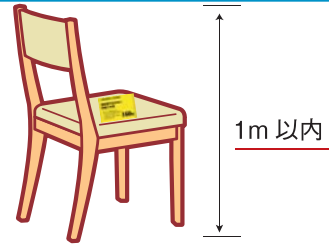
※排泄物は各家庭で処理する。

木製品

(割りばし、木製の食器、かまぼこの板など)

※竹串・つまようじなどは厚紙などに包んでごみ袋に入れる。

※ごみ袋に入らないものは、ごみ処理券を木製品にはる。



(少量の) 木の枝

(長さ1m以下にしてひもでしばって出す)

※ごみ袋に入らないものは、ごみ処理券(160円)を木の枝にはる。

草・花・枯れ葉

(土を取り除いて、ごみ袋に入れる)

革製・ゴム製品

(かばん、長靴、ゴム手袋など)

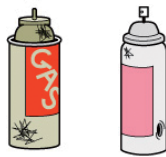


その他

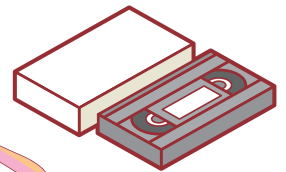
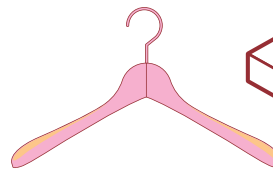
(花火、スプレー缶、ポリバケツ、ハンガー、ポリタンク、ビデオテープなど)



※水に浸してから捨てる



※中身を使い切る



※市の回収ボックスにお持ちいただければ、無料で回収します。(10頁参照)
持ってこれない場合は、一般ごみとして指定ごみ袋に入れて出す。

衣類

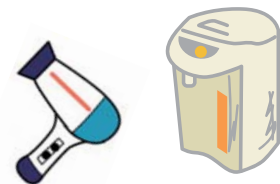


小型家電製品

(電気ポット、トースター、電子レンジ、アイロンなど)

※電池を使用しているものは、電池をはずしてから出す。

※ごみ袋に入らないものは、粗大ごみとして出す。





このマークのついた **プラスチック製の容器包装**

- ポイント・・・
- フィルムやラップに付いている価格のシールなど簡単に取り除けない物はそのまま出す。
 - カップ麺の容器には紙製の物もある。



洗剤・漂白剤・芳香剤・油ドレッシングなどの容器



カップ麺などの容器



コンビニ弁当・卵のパック
冷凍食品のトレイなど



マヨネーズ・練りからし・ゼリー系飲料・
歯磨き粉・乳酸菌飲料などの容器



米・マヨネーズ・文房具などの袋



レジ袋・果物のネット・
錠剤のシートなど



プラスチック製のキャップ（ペットボトル
スプレー缶・ポンプ式）など



ペットボトルのラベル



お菓子の容器



柄物・色物トレイと白色トレイ



商品を保護する発泡スチロール、
梱包用の小さい発泡スチロール
りんごなどを包むネット
エアークッション(プチプチ)など



魚介類や果物等の大型発泡スチロール
※十字に縛って出す。
※汚れが落とせないものは一般ごみへ。

※掲載してあるものは一例です。また、商品や商品名は分かりやすくするために掲載してあります。

主な出し方

●マヨネーズなどの場合



容器を2つに切り分け



中の汚れを落とす。

●ペットボトルのキャップとラベル



『キャップ』とプラスチック製の『ラベル』はそのまま袋へ。
紙製の『ラベル』と『ペットボトル』は材質に応じて分別する。



透明・半透明の袋に入れる。

●油の容器



油の容器は上のよう、口を下にして新聞紙などに受け、中身がなくなったら容器包装プラスチックとして出すことができる。

●カップ麺などの場合



このプラスチックはどっち？

プラスチックの物には、「プラスチック製の容器包装」と、一般ごみで収集する「製品プラスチック」があるため、分別の際にどちらかと迷ってしまうことがあります。

プラスチック製の容器包装とは

お菓子や食品のパック・カップなど中身を取り出したり、使い切った後に使わなくなるプラスチック製の容器や包装のこと。
左頁の写真も参考にしてください。



←このマークのついた容器や包装の袋など。



●ソースなどの容器



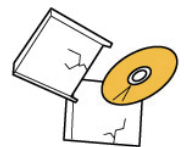
●詰め替え用品の容器

製品プラスチックとは

プラスチック製のポリバケツや洗面器、ビデオテープなどの「容器包装プラスチック」以外のプラスチック製品のこと。一般ごみで出す。



●プラスチック製のバケツなど



●CDなどのケース



●定規やボールペン

●詳しくは 14 頁からのごみ分別品目別早見表をご覧ください。



← このマークのついた

空き缶



- ポイント**・ ・ ○アルミ缶とスチール缶はひとつの袋にまとめる。
○缶詰のふたはそのままだと危険なので缶詰の缶の中に入れて出す。
○空き缶の金属製キャップは取り付けたままの状態で出す。
- 注意**・ ・ ○空き缶はつぶさずに出す。
○油の缶は洗って中の油を落とししたものは資源ごみとし、洗えない場合は一般ごみに出す。



ジュースやビールなどの飲料缶・缶詰・ペットフード・お菓子の缶など

× 資源として出せない缶

- ※一般ごみに出す。
- ペンキなど塗料の缶
 - スプレー缶やカセットボンベ
(出す際は中は使い切る。)
 - 中にタバコなどが入った缶
 - エンジンオイルなどが入っていた缶
(中身が入っている場合は販売店に相談)

空きビン

- ポイント**・ ・ ○ビンに直接貼られているラベルや口の部分についているプラスチックは無理に外さない。
○プラスチック製以外のキャップは一般ごみに。
- 注意**・ ・ ○油が残っていたり、洗えない場合は紙に包んで一般ごみに。



お酒・調味料容器・薬などのビンなど

× 資源として出せないビン

- 農薬などの劇薬のビン (販売店に相談)
- 塗料のビン (一般ごみに出す)
- 病院などの液体の薬が入っていたビン
(一般ごみに出す)
- 割れたビン
(紙に包んで袋に見えるようにキケンと書いて一般ごみに出す)



このマーク
のついた

ペットボトル

注意・
○ペットボトルは切ったり、つぶしたりして出さないでください。

○『キャップ』と『ラベル』は、それぞれの材質に応じて分別する。



主な出し方

缶



中を水ですすいで

透明・半透明の袋に入れて出す。

ビン



中を水ですすいで

透明・半透明の袋に入れて出す。

ペットボトル



中を水ですすいで

透明・半透明の袋に入れて出す。



← このマークのついた 紙製の容器包装

- ポイント・・・
- 汚れが落ちないものは一般ごみに。
 - 右の写真のように透明・半透明の袋に入れて出す。



お菓子の箱など



ティッシュや粉末洗剤などの箱類



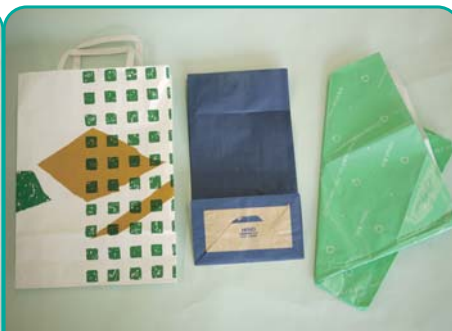
アイスやカップ麺のふたや紙製のラベルなど



ストロー付ジュースや中が銀色の紙パック・紙製の容器など



バターやシチュー・文房具などの紙箱



紙製の袋・包装紙など

※掲載してあるものは一例です。また、商品や商品名は分かりやすくするために掲載してあります。

主な出し方

- ティッシュやお菓子の箱は、開いて束ねてから出す。
またティッシュの箱は取り出し口の部分のビニールを必ずはがしてプラごみに出す。



- 小さい物は、下の写真のように紙袋に入れて出す。



紙パック

このマークのついた



ポイント・・・キャップが付いている場合、キャップは、「プラスチック製の容器包装」に出す。

○洗い方



紐で十字に縛って出す。

注意



内側がアルミ箔(銀色)のものは紙製容器包装に出す。



このマークのついた

ダンボール



※ガムテープや金具は必ず外して十字に縛る。

※汚れがひどい物は一般ごみに。



排出禁止物（適正処理困難物）

以下の品目については、市では適正に処分できない物や、家電リサイクル法により収集できない品目となっています。販売店、処理専門業者などに相談して、処分を依頼してください。

処理が困難な物	<ul style="list-style-type: none"> ●タイヤ ●バッテリー ●バイク ●ピアノ ●ホームタンク (490 リットル) ●ガスボンベ ●ドラム缶 ●オイル (廃油) ●断熱材 ●農機具 (小型の耕耘機等エンジンが付いている物) ●注射器、注射針 ●コンクリートブロック ●自動車の部品 (エンジン、エンジンオイル、バッテリーなど) ●充電式電池 (バッテリー) ●劇薬 (農薬等) ●農業用ビニール ●消火器 	<ul style="list-style-type: none"> ○処理が困難なため、収集することができません。 ○販売店または処理専門業者へ相談してください。 ○注射器、注射針については病院へ相談してください。
家電	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ (ブラウン管、液晶、デジタル) ●エアコン ●洗濯機 ●冷蔵庫 ●冷凍庫 ●衣類乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> ○購入した店か、買い替えの時に販売店に引き取って貰ってください。 ○近くの家電販売店に処理を依頼してください。 ※いずれもリサイクル料金は排出者負担となります。また、リサイクル料金のほかに収集運搬料金 (販売店により異なる) が必要になる場合があります。
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ●デスクトップ本体 ●ノートパソコン ●CTRディスプレイ ●液晶ディスプレイ ※市の小型家電回収ボックスにお持ちいただければ無料で回収します。 	<ul style="list-style-type: none"> ※リサイクルマークの付いていないもの (平成15年9月以前に購入したものは、リサイクル料金が必要になります)。

市内回収ボックスに持ち込みできるもの（無料回収）

品目	受け取りできるもの	備 考
電 池	●乾電池 ●ボタン電池	
蛍光灯	●蛍光灯 ●電球	
シュレッダー	●シュレッダー	※袋に入れて出してください。
雑 誌	●雑誌	※ひもで縛って出してください。
新聞紙	●新聞紙	※ひもで縛るか、袋に入れて出してください。
小 型 家 電	<p>●家電リサイクル法の対象でない家電製品 ※例 ・携帯電話・パソコン(モニターも対象)・ノートパソコン・プリンター・ 電話機・ファクシミリ・ラジオ・カメラ・ビデオカメラ・DVD プレーヤー など録画再生機器 ipod など音響機器・イヤホン・補聴器・ハードディスク、 USB メモリーなど補助記憶装置・電子辞書・電卓・タブレット端末・電子 血圧計・電子体温計・ドライヤー・電気かみそり・懐中電灯・時計・ゲーム機・ カーナビ・カーステレオ・ETC 車載ユニット・リモコン・ケーブル・マウス・ 充電器・地デジチューナー・扇風機・電気こたつ・掃除機・電子レンジ・炊飯器・ 食器洗い機・トースター・ホットプレート・ミキサー・電気毛布・照明器具・ 電子ギター</p> 	<p>※受け取りできないもの</p> <p>○テレビ ○エアコン ○洗濯機</p>  <p>○冷蔵庫 ○冷凍庫 ○衣類乾燥機</p> 
古 着	<p>●衣類全て（但し、着物一式・下着類は除く） ●タオル類 ●シーツ ●布団カバー ●毛布</p>	<p>※受け取りできないもの ※袋に入れて出して下さい。</p> <p>○洗っていないもの○臭いのあるもの ○濡れているもの○布団○ぬいぐるみ ○左記に記載されていないもの</p>

●回収場所 市役所、旧南支所車庫、ふれあいサロン(若菜、南部、沼ノ沢、紅葉山)

不法投棄・野焼きは犯罪です！

■ 廃棄物処理法に違反し検挙されると……

不法投棄

5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金
(産業廃棄物は1億円以下) もしくはその両方。

野 焼 き

5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金もしくはその両方。
※法で定められた焼却炉以外でごみ焼却することは法律で禁止されています。

野焼きによる 主な問題

- ①有害物質やダイオキシン発生の原因となる。
- ②火の粉が飛ぶなどして、火災の原因となる。
- ③煙や匂いやススなどで、近所迷惑になる。
- ④大気汚染の原因になる。

不法投棄されたごみは、投棄した人を見つけて適正に処分させるのが原則ですが、投棄した人が判明しない場合、投棄された土地または建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）が片付けることとなります。不法投棄は環境悪化を招くだけでなく、次世代を担う子供たちの生活環境の悪化につながります。地域住民の目で、不法投棄をさせない環境をつくるのが大切です。

不法投棄を 目撃したときは

「投棄者の車のナンバー」や「投棄されたもの」、「場所」を確かめて
市民課環境生活係(52-3108)や栗山警察署夕張警察庁舎(52-0110)に通報願います！